

高陵校区コミュニティ協議会会則

制定：平成14年4月1日施行

最近改正：令和4年4月14日施行

(名称)

第1条 この会は、高陵校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、枚方市中宮北町4番1号の禁野小学校内に置く。ただし、災害その他やむを得ない事由により同校内に置くことができないときは、別の場所に置くことができる。

(目的)

第3条 協議会は、地域のまちづくりを担う組織として、校区内の各種団体等の自主的な活動を促進し、相互の緊密な連絡調整に努めることを通じて地域自治の発展と福祉の増進を図り、住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。

(組織)

第4条 協議会は、校区内の自治会長（町会長及び町内会長を含む。以下同じ。）及び第14条第1項第2号に規定する専門部会を構成する団体、委員等の代表者（以下「構成員」という。）で組織する。

(活動)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 校区内の自治会（町会及び町内会を含む。以下同じ。）の連絡調整に関すること。
- (2) 社会福祉の増進及び健康管理に関すること。
- (3) 児童、青少年の健全育成に関すること。
- (4) 文化、生涯学習、スポーツ・レクリエーションに関すること。
- (5) 安全、防災及び防犯に関すること。
- (6) 生活環境の整備及び改善に関すること。
- (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか地域に係わる活動に関すること。
- (8) 会報等の発行に関すること。
- (9) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (10) 行政等関係機関との連絡調整に関すること。
- (11) その他目的達成に必要な活動に関すること。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 顧問 自治会部会及び禁野小学校の代表者

(役員の選出)

第7条 役員（顧問を除く。以下次項及び第9条において同じ。）は、総会において構成員の中から選出する。ただし、会計監査のうち1名は、役員会の推薦により、構成員以外から選出することができる。

2 役員に欠員が生じた場合は、会長が役員会の意見を聴いて指名する。ただし、その後に開かれる直近の総会において承認を得なければならない。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序でその職務を代理する。

3 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する事務を担当する。

4 会計は、会計事務を担当する。

5 会計監査は、会計事務を監査する。

6 顧問は、会長の要請により、必要に応じて役員会に出席し、意見を述べるものとする。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、会長の再任は1回限りとし、その他の役員の再任は妨げない。

2 役員の辞任その他の理由により役員に欠員が生じ、当該役員について補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員から任期中に辞任の申し出があったときは、会長が役員会に諮り、その意見を聴いて認否を判断し、運営会議で報告するものとする。

5 顧問の任期は、その職にある期間とする。

（機関）

第10条 協議会に、次の機関を置く。

（1）総会

（2）役員会

（3）運営会議

（4）部会

2 前項に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合、総会の議決を得て期間を定めて委員会を設置することができる。

（総会）

第11条 総会は、構成員で構成する。

2 総会は、協議会の最高議決機関であり、次の事項を審議し、議決する。

（1）協議会の活動方針

（2）決算及び事業報告

（3）予算及び事業計画

（4）役員の選出及び承認

（5）会則等の制定改廃

(6) その他議決が必要と認める事項

- 3 総会は、毎年4月末日までに会長が招集し、総会で選出された議長が運営する。
- 4 会長が必要と認めたとき、又は構成員の2分の1以上の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、議長又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、会計監査及び顧問を除く役員で構成する。

- 2 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会に提出する議案に関する事項

(2) 総会議決事項の執行に関する事項

(3) 運営会議に提出する案件等に関する事項

(4) 協議会の資産管理に関する事項

(5) 第7条第1項ただし書により構成員以外から選出する会計監査の推薦に関する事項

(6) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 3 急を要する事項は、役員会で決議執行し、次の総会で承認を得るものとする。

- 4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

- 5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第13条 運営会議は、構成員で構成する。

- 2 運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) 事業の実施に関する事項

- 3 運営会議は、協議会の円滑な運営のために必要と認められる情報の提供及び交換を行う。

- 4 運営会議は、毎月1回会長が招集し、副会長がその議長となる。

- 5 会長が必要であると認めるときは、臨時の運営会議を招集することができる。

- 6 運営会議の構成員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。

- 7 運営会議の議決は合意を基本とするが、決しがたい場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(部会)

第14条 第5条の活動を達成するため、次の部会を置く。

(1) 自治会部会

自治会部会は、各自治会長で構成する。

(2) 専門部会

専門部会は、次の団体、委員等で構成する

ア 福祉委員会

- イ 民生委員・児童委員
- ウ 禁野小学校
- エ 禁野小学校 P T A
- オ 赤十字奉仕団連合分団
- カ 赤十字奉仕団連合分団婦人部
- キ 交通対策協議会
- ク 防犯協議会
- ケ 青少年育成指導員
- コ 体育振興会
- サ スポーツ推進委員
- シ 明るい選挙推進協議会
- ス 自主防災会
- セ 広報部会

2 役員会が必要と認めたときは、臨時の部会を設けることができる。

(会計)

第15条 協議会の経費は、次の収入によって、これに充てる。

- (1) 分担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他

2 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 協議会の支出は、総会で議決された予算に基づき、協議会の目的にそって行う。

4 協議会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。

5 会計事務処理の細則は、別に定める。

(監査及び報告)

第16条 会計の監査は、隨時これをすることができる。

2 会計監査は、会計年度終了後、監査結果を総会において報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 協議会は、個人情報の収集、提供及び管理等に当たっては、個人の権利及び利益が侵害されないようにし、正当な理由がない限り、目的外に利用してはならない。

(情報の公開等)

第18条 協議会の運営等について、校区住民から議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、前条に規定する個人情報を除き、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

2 協議会の運営及び事業については、会報等を通じて校区住民に情報提供するよう努めるものとする。

附 則

本会則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和3年4月8日から施行する。

(経過規定)

2 この会則による改正後の会則（以下「改正後の会則」という。）第9条第1項ただし書の規定は、この会則の施行の日以後に選出される会長から適用する。

3 改正後の会則第6条第5号の規定により、増員として新たに選出される会計監査の任期は、第9条第1項本文の規定にかかわらず、就任の日から令和4年5月31までとする。

附 則

この会則は、令和4年4月14日から施行し、同年4月1日から適用する。